

<対策のポイント>
改正農業経営基盤強化促進法に基づき、将来の地域の農業を担う者として目標地図に位置付けられた者等が行う、**経営改善のための農業用機械・施設の導入や、集落営農における活性化に向けたビジョンづくり、人材の確保、新たな作物の導入等の取組を支援**します。

<事業目標>
○ 全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割〔令和5年度まで〕）

<事業の内容>

1. 農地利用効率化等支援交付金

目標地図に位置付けられた者等が、地域が目指すべき**将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、経営改善に取り組む場合、必要な農業用機械・施設の導入を支援**します。【補助率3/10以内等】
・スマート農業、集約型農業経営、グリーン化について、優先枠を設けて支援
・助成対象者の経営改善の取組の実績及び目標、地域における農地集積の実績等に関するポイントにより採択

（令和4年度補正予算）担い手確保・経営強化支援事業
担い手の経営発展に必要な農業用機械等の導入を支援【補助率1/2以内等】

2. 集落営農活性化プロジェクト促進事業

① 地域の状況に応じた「ビジョンづくり」と「具体的な取組の実行」への支援
集落営農組織の構成員の高齢化や減少が進む中で、集落営農の活性化に向け、**ビジョンづくり及びその実現に向けた人材の確保、収益力向上に向けた取組、組織体制の強化、効率的な生産体制の確立など、地域の状況を踏まえて総合的に支援**します。【支援期間：最長4年】
② 関係機関によるサポートの取組を支援
集落営農の取組を都道府県（普及組織）やJA、市町村等の地域の**関係機関が集中的にサポート**するために必要な経費を支援します。【定額】

<事業の流れ>

```
graph LR; A[国] -- 交付（定額） --> B[都道府県]; B -- 3/10以内等 --> C[市町村]; B -- 定額、1/2以内 --> D[市町村]; B -- 定額 --> E[市町村]; C -- 3/10以内等 --> F[農業者等 (1の事業)]; D -- 定額、1/2以内 --> G[集落営農組織 (2の①の事業)]; E -- 定額 --> H[集落営農組織 (2の②の事業)];
```

<事業イメージ>

現 状 と 課 題

農業者の高齢化・人口減少が本格化し、地域の農地が適切に利用されなくなるおそれがあり、地域の農業を担う人材を幅広く確保し、育成する必要

課題を乗り越えるための支援

目標地図に位置付けられた者等が行う経営改善、農地集積等の取組や、集落営農組織の活性化を支援

経営改善を行う農業者等への支援

融資を活用して農業用機械・施設を導入する場合に補助金を交付

補助上限額は300万円
（目標地図に位置付けられた者のうち経営面積の拡大（水田作で20ha以上等）等を目指す者については上限を600万円に引上げ）

先進的農業経営確立支援タイプの補助上限額は個人1,000万円、法人1,500万円

集落営農組織の活性化の支援

○「ビジョンづくり」と「具体的な取組の実行」への支援

集落営農組織

- ・活性化に向けたビジョンづくり
- ・若者等の雇用
- ・法人化
- ・共同利用機械の導入など

○関係機関によるサポートの取組の支援

・集落営農組織同士の連携支援

・新技術導入に係る専門家による技術指導

・農産物の直接販売に係る経営指導など

【お問い合わせ先】

(1の事業) 経営局経営政策課担い手総合対策室 (03-6744-2148)

(2の事業) 経営局経営政策課 (03-6744-0576)